

「石狩市地球温暖化対策推進計画（事務事業編）の改定について」 に寄せられた意見と検討結果

【パブリックコメント実施期間】 令和8年1月13日（火）から令和8年2月13日（金）まで

【担当部局】 環境市民部環境課ゼロカーボン推進担当

【意見提出者】 1人

【意見件数】 1件

【意見への対応】	採 用	: 意見に基づき原案を修正するもの	0件
	一部採用	: 意見に基づき原案を一部修正するもの	1件
	不 採 用	: 意見を原案に反映しないもの	0件
	記 載 済	: 既に原案に盛り込まれているもの	0件
	参 考	: 原案に盛り込めないが今後参考とするもの	0件
	そ の 他	: ご質問・ご意見として何うもの	0件

【意見の検討経過】 令和8年2月20日 当課及び関係部局において意見の検討及び検討結果（案）の作成
令和8年2月26日 広聴・市民生活課に合議のうえ、市長決裁にて最終決定

「石狩市地球温暖化対策推進計画（事務事業編）の改定について」に寄せられた意見と検討結果

No.	意見の要旨	検討結果	検討内容
1	<p>第4章 取り組み項目 取組内容4 温室効果ガス吸収作用の保全及び強化（p23）のところ</p> <p>二つ目の「○石狩市都市整備骨格方針に基づき、本市における緑地の保全及び緑化を推進します。」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年、夏季の高温化が目立ってきており、直射日光のあたる道路のアスファルトは手で触るとかなり熱く高温になっており、都市部の気温上昇の誘因になっていると予想される。二酸化炭素吸収能をもつ樹木は、樹木がつくる木陰や樹木の蒸散作用により、周辺の気温を低下させることはよく知られていることである。また、樹木は空気の清浄化、保水力を持つ他、生物多様性保全や人の健康増進にも寄与する。 ・欧米等では、地球温暖化防止の観点も含め、樹木の多機能性を重要視し、都市部に増やす活動がすでに実践されている。樹冠被覆率という指標が導入され40%（都市の面積のうち樹冠が40%を占めるようにする）目指して植樹が行われている。 ・都市整備骨格方針のp29には「現在、進行中である「10万本植樹運動」についても、引き続き取り組んで参ります。」、p30の「水と緑のネットワークの創出」の項には○花と緑の街並み形成の取組（道路、宅地を活用し 	一部採用	<p>樹木には二酸化炭素の吸収機能に加え、暑熱対策など、多面的な機能があり、都市部における緑化の推進は地球温暖化対策および適応策として必要であると認識しておりますが、本計画は、市が実施する事務・事業としての緑化推進の基本的な方向性を示すものであり、「街路樹の整備」や「木陰のある公園への整備」、「公共施設の緑化」といった具体的な取り組みにつきましては、関連する個別計画等において検討・実施するものと考えております。</p> <p>一方で、23ページにある「石狩市都市整備骨格方針」について、本計画と連携して取り組む必要があることから、本計画2頁「図1：計画の位置づけ」の連携先に、当該方針を追記いたします。</p>

No.	意見の要旨	検討結果	検討内容
	<p>たうるおいと安らぎの創出) ○宅地内緑地の保全・創出の取組 ○視市役所周辺における公園整備のあり方について検討 ○緑豊かな住環境の創出の取り組み、の記載がある。植樹活動を行い、良好な都市緑化環境を創出していくことが書かれている。</p> <p>・現在の旧石狩市域（都市部）では、街路樹が消失した通り（花川通り、南花畔通り等）、木立の少ない（木陰のない）公園が存在することから、「街路樹の整備」、<u>「木陰のある公園への整備」</u>を明記することを求める。</p> <p>また、公共施設の敷地（学校やコミセン等）においても、樹木を増やすことが望まれる。「公共施設の樹木による緑化」も明記してほしい。</p>		